

公募型見積合せへの参加について

1 公募型見積合せの参加申込みについて

上記案件について、公募型見積合せに参加を希望する者は、別紙「公募型見積合せ参加申込書」（所定の様式。）に必要事項を記入し、先に示す参加申込期限までに契約事務担当課に FAX 又は電子メールにて参加申込みをすること（必要に応じて参加申込書の到達確認を行うこと）。

- 参加申込みの確認ができた者には、質疑の回答（質疑がない場合は無い旨の通知）を先に示す。回答期限内に FAX 又は電子メールにて送信するので、必ず内容を確認すること。
- 質疑を行う場合は、参加申込みを同時に行うこと。
- 参加申込みがなされていない者の見積書の提出は認めない。

2 質疑について

上記案件について、質疑がある場合は、先に示す質疑受付期限までに契約事務担当課担当者まで FAX 又は電子メールにて問い合わせること。

なお、質疑の回答（質疑が無い場合は無い旨）は、先に示す質疑回答期限内に契約事務担当課より FAX 又は電子メールで回答する。

また、質疑の回答は、内容により参加業者全者に回答する場合と質問者に個別に回答する場合とがある。

3 見積書の提出について

上記案件について、見積書を提出しようとするときは、質疑の回答を必ず確認の上、先に示す見積書提出期限までに、見積書提出場所へ提出すること。

※見積書の提出については、契約事務担当課窓口への直接の提出は不要とし、押印した見積書の郵送又は、押印した見積書の「FAX 又は電子メール」での提出も可とする。

ただし、「FAX 又は電子メール」で見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合については、別途、郵送等で押印した見積書の原本を提出すること。

※一度提出された見積書の差替えは認めない。

4 公募型見積合せ参加要件

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び堺市契約規則第 3 条の規定に該当しない者
- (イ) 参加申込期限から見積書提出期限までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）の措置を受けていない者
- (ウ) 参加申込期限から見積書提出期限までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (エ) 当該案件の見積合せ参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の見積合せ参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできない。）
- (オ) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 組合とその組合員が同時に本見積合せに参加の申込みを行っている場合
 - イ 本見積合せに参加の申込みをしている他の組合の組合員である場合組合については、その構成員が当該案件に見積合せ参加の申込みをしていないこと。
- (カ) 見積合せ説明書及び仕様書で指定する書類を提出できる者
- (キ) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に履行できる者

5 注意事項

見積書の書式は指定しないが、以下の必要事項をもれなく記入・押印すること。また、項目ごとに詳細な内訳を記載すること。なお、押印漏れ等の重大な過失がある場合は、当該見積書を無効とする。

(1) 記載事項

(ア) 宛先

「堺市長殿」とする。

(イ) 所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、会社印、代表者印を押印すること。

(契約先情報を登録している場合は受任者に係る情報)

(ウ) 消費税額等については、外税（税別）方式で記入すること。

なお、消費税額等に円未満の端数がある場合は切捨てとすること。

(エ) 本案件は手数料契約とする。

については、見積書には、システム導入初期費用、月額システム利用料、トランザクション費用等に関する内訳金額と合計金額がわかるように記載すること。

(2) 次の各号に該当する見積りは無効とし、以後継続する当該見積合せに参加することはできない。

(ア) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

(イ) 見積金額の記載を訂正したとき。

(ウ) 見積者の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）が判然としないとき。

(エ) 再度の見積りにおいて、前回の最低金額と同額又はこれを超える金額をもって見積りを行ったとき。

(オ) 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき。

(カ) 参加資格のないものが見積りを行ったとき。

(キ) 前各号に掲げる場合のほか、市の指示に違反し、若しくは見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(3) 契約の相手方を決定するまでに、上記案件の見積合せを中止する場合がある。

(4) 契約の相手方に決定した者に対して、契約事務担当課からその旨連絡するものとする。

(5) 契約書の作成要否 要

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。